



## ◇入社前に知っておきたい労働法!

みなさん、学校で「労働基準法」という法律について学んだことがあると思います。これまでは「教科書に載っていたことば」という程度の認識しかありませんが、働くようになったら、それは自分を守るためのルールになります。基本的な知識を覚えておきましょう。



### ☆賃金 「働いた分は正当な対価を得る権利がある」

使用者(会社)は賃金を、週1回、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めし支払わなければならないと定められています。



### ☆勤務時間 「勤務時間は1日に8時間、週に40時間までが原則！」

勤務時間は休憩時間を除き週40時間、1週間の各日では8時間を超えてはならないと定められています。これを法定労働時間といいます。法定時間を超えた分の労働は、「時間外労働」として、割増賃金の支払が使用者に義務づけられています。※特定の業種は44時間、変形労働時間制の届出がされている場合は、これを超える場合があります。

### ☆休憩 「6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合には1時間以上」

労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働者に労働時間の途中に与えなければなりません。

### ☆休日 「週に1回、4週間に4日の休日が原則！」

労働者に対しては、原則として毎週少なくとも1回の休日(例外として4週間を通じて4日以上の日)を与えなければなりません。なお、この「休日」は日曜日や祝日である必要はありません。

### ☆社会保険 「会社は労働者のための保険に加入しなくてはならない！」

会社が正社員を雇う際には、必ず加入しなければならない「社会保険」があります。一般的に社会保険と呼ばれているのは、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の4つです。 <資料出所:高校生就職ガイダンス>

※労働条件については、会社が作成する書面(労働条件通知書等)で必ず確認しましょう!



## ◇高校生のアルバイトの場合は?

在学中にアルバイトをしている方もいると思います。高校生等18歳未満の年少者が働く場合も、労働基準法は適用となりますが、下記の点には留意ください。

### ①最低賃金はアルバイトにも適用されます!

10/19~ 時間額 **724円**

岐阜県のこれまでの最低賃金713円から11円アップ!

### ②労働契約は本人が結びます!

親や後見人が代わりに契約を結んではなりません。**親や後見人の同意を得て**、自ら結びます。

### ③時間外及び休日労働はできません!

満18歳未満の年少者については、時間外及び休日労働を行うことはできません。

### ④深夜業は禁止されています!

原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯は働くことができません。

労働者を守るための国の機関

「労働基準監督署」とは

労働者の最低限の労働条件を定めた「労働基準法」や、安全基準を定めた「労働安全衛生法」などに基づいて、労働者を保護するために会社指導、監督をしている機関です。



## ◇働かざるもの食うべからず?

～ワーク・ノープイの原則～  
賃金は、労働に対して支払われるものであるため、遅刻・欠勤などにより労働していない分の賃金まで使用者側が支払う義務は、ありません。労働基準法はあくまでも労働者の権利を守るためのものであり、正当な理由なく、まともに労働しない者を保護するものではありません。働かなければ権利を主張することもできません。



## ◇先輩からのアドバイス!

(資料出所 高校生就職スタートブックより)

●東京に出てきて、寮で暮らしています。高校のときは、就職してお給料をもらったら、好きなものを買って、休みの日にはあちこち遊びに行けると思っていましたが、親元を離れるとけっこう生活面が大変です。休みの日も、テレビを見たり、近くに買物に行く程度のことが多いですね。仕事のことが頭から離れないときもあります。家に帰りたくなることもあるけど、そういう時は、「自分は何のために東京に出てきたか」、最初のころの気持ちを思い出して、がんばろうと思うようにしています。(印刷オペレーター男性)



## <編集後記>【保護者の方へ】

10月に入り、内定が出たお子さんもいらっしゃると思います。今回は、労働者を守るための法律について、簡単にご紹介しました。(あくまでも「原則」であり、特殊なケースは除外しています)。入社してから「こんなはずじゃなかった」と後悔しないように、労働条件については入社する前によく確認しておきましょう。(A)